箱根町弥坂湯条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町弥坂湯条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町営入浴施設の使用料を見直し、受益者負担の適正化を図るとともに、 規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本 条例案を提出するものである。

箱根町弥坂湯条例の一部を改正する条例

箱根町弥坂湯条例 (平成 19 年箱根町条例第 12 号) の一部を次のよう に改正する。

第3条第1項中「午前8時から」を「午前9時から」に改め、ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

区分			金額	備考
浴室使用	町内居住者	満 6 歳以上満 12 歳未満の者	150 円	(小人)
		満 12 歳以上満 60 歳未満の者	300 円	(大人)
		満 60 歳以上の者	100 円	
	町外居住者	満6歳以上満12歳未満の者	300 円	(小人)
		満 12 歳以上の者	600 円	(大人)
休憩室使用		満 6 歳以上の者	2時間につき	
			100 円	

備考 浴室使用に伴う町外居住者の大人の金額には、入湯税 50 円が加算 される。

附則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。